

MAGAZINE

週刊 企業経営 ウェブマガジン

発行

(株)常陽経営コンサルタンツ

1

ネットジャーナル

要旨

Weeklyエコノミスト・レター 2011年2月25日号

オバマ政権、一般・予算教書を公表

～税制改革・赤字削減が主要課題に

経済・金融フラッシュ 2011年2月25日号

消費者物価(全国 11 年 1 月)

～05 年基準のコア CPI 上昇率はプラス転化が確実に

2

経営 TOPICS

抜粋

統計調査資料

月例経済報告(平成 23 年 2 月)

3

経営情報レポート

要約版

時間外労働・年次有給休暇の管理が変わる

労働基準法改正への実務対応法

4

経営データベース

ジャンル:会社法 サブジャンル:会社運営

会社運営の仕組み

定款の記載事項

オバマ政権、一般・予算教書を公表 ～税制改革・赤字削減が主要課題に

要旨

1 米国経済の概況

10-12月期 GDP 速報値は、前期比年率 3.2%と上昇、成長率の大半は個人消費と純輸出の寄与であり、個人消費の復調を印象付けた。もっとも、直後に発表された 1 月雇用統計では、雇用者増が予想を大きく下回り、雇用回復の遅れを懸念させるものとなった。一方、中東・北アフリカ情勢の悪化に伴い再びリスク回避の動きが強まりつつある。米国経済にとって新たな外部リスク要因として注視したい。

2 予算教書

オバマ大統領が提出した予算教書等では、足元の巨額の財政赤字は縮小に向かうものの、2017 年にプライマリーバランスの均衡を達成した後も利払いいで6千億ドルを越える財政赤字が続

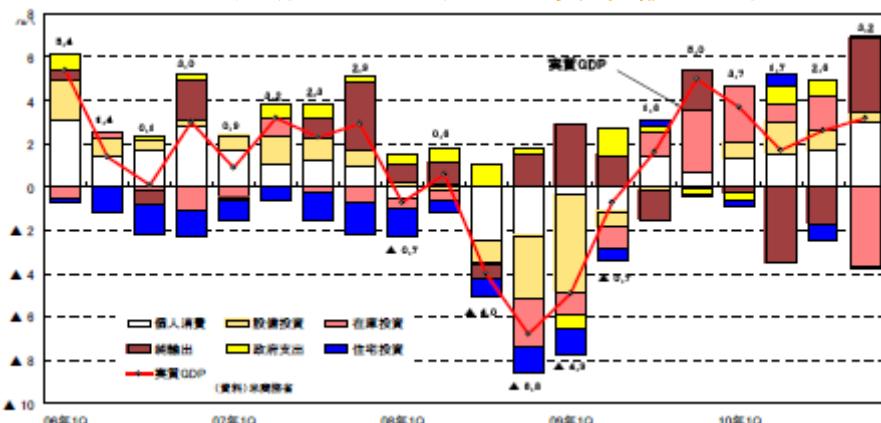
く。このため、民間の保有する政府債務は長期的に 70%超で推移する。今後は 2 年後のブッシュ減税の取扱いと共に税制改革・赤字削減が主要課題として浮上してこよう。

3 金融政策

バーナンキ議長の議会証言では、最近の経済情勢・金融政策の説明と財政赤字への警鐘を中心としたが、議員の関心は大幅な金融緩和によるインフレへの懸念にあり、この点、バーナンキ議長は FOMC 毎に現行政策の見直しを行なっている点を強調した。なお、1 月 FOMC では景気見通しの上方修正を行なったものの、雇用回復の加速には不十分として現行金融緩和策の据え置きを決定している。

(図表1) 実質GDPの推移と寄与度内訳(四半期別、前期比年率、棒グラフは寄与度内訳)

～10-12 月期 GDP では、個人消費・純輸出が寄与



「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、当事務所のホームページの「ネットジャーナル」よりご確認ください。

消費者物価(全国 11 年 1 月)

~05 年基準のコア CPI 上昇率はプラス転化が確実に

要旨

1 コア CPI の下落率は前月から 0.2 ポイント縮小

総務省が 2 月 25 日に公表した消費者物価指数によると、11 年 1 月の消費者物価（全国、生鮮食品を除く総合、以下コア CPI）は前年比▲0.2%となり、下落率は前月から 0.2 ポイント縮小した。事前の市場予想（共同通信集計：▲0.3%、当社予想も▲0.3%）を上回る結果であった。食料（酒類除く）及びエネルギーを除く総合は前年比▲0.6%（12 月：同▲0.7%）、総合は前年比 0.0%（12 月：同 0.0%）となった。

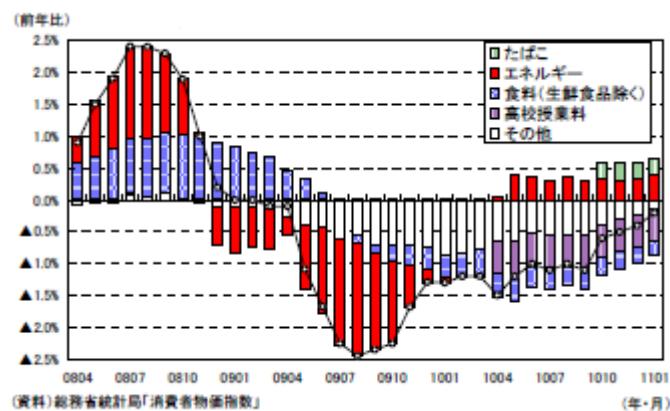
コア CPI の内訳を見ると、電気代（12 月：前年比 1.1%→1 月：同 0.4%）、ガス代（12 月：前年比 3.5%→1 月：同 2.7%）の上昇幅は縮小したが、ガソリン（12 月：前年比 5.5%→1 月：同 8.2%）、灯油（12 月：前年比 13.1%→1 月：同 18.4%）の上昇幅が拡大したため、エネルギー全体の上昇率は 12 月の前年比 4.0%から同 4.7%へと若干高まった。食料品（生鮮食品を除く）は前年比▲0.9%（12 月：同▲1.1%）と 18 カ月連続して下落したが、下落幅は 4 カ月連続して前月よりも縮小している。

2 物価上昇品目数が4カ月連続で増加

消費者物価指数の調査対象 524 品目（生鮮食品を除く）を、前年に比べて上昇している品目と下落している品目に分けてみると、1 月の上昇品目数は 154 品目（12 月は 144 品目）、下落品目数は 308 品目（12 月は 319 品目）となり、上昇品目数は 4 カ月連続で増加した。上昇品目数の割合は 29.4%（12 月は 27.5%）、下落品目数の割合は 58.8%（12 月は 60.9%）、「上昇品目割合」－「下落品目割合」は▲29.4%（12 月は▲33.4%）となり、マイナス幅が若干縮小した。

1 月に下落から上昇に転じた品目としては、牛どん、給湯機、男子パジャマ、婦人靴、自動車タイヤなどが挙げられる。

■消費者物価指数(生鮮食品除く、全国)の要因分解



月例経済報告

(平成23年2月)

1 概況

1 我が国経済の基調判断

景気は、持ち直しに向けた動きがみられ、足踏み状態を脱しつつある。ただし、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。

- 輸出、生産は、持ち直しの動きがみられる。
- 企業収益は、改善している。設備投資は、持ち直している。
- 企業の業況判断は、慎重さがみられる。
- 雇用情勢は、依然として厳しいものの、持ち直しの動きがみられる。
- 個人消費は、このところおおむね横ばいとなっている。
- 物価の動向を総合してみると、緩やかなデフレ状況にある。

先行きについては、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に、景気が持ち直していくことが期待される。一方、海外景気や為替レート、原油価格の動向等によっては、景気が下振れするリスクが存在する。また、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である。

2 政策の基本的態度

政府は、「新成長戦略」に基づき、日本経済を本格的な回復軌道に乗せるとともにデフレを終結させるよう政策運営を行う。

このため、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」を着実に実施し、平成23年度予算及び関連法案の早期成立に努める。また、1月24日、「平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」を閣議決定した。

政府は、デフレからの脱却を喫緊の課題と位置づけ、日本銀行と一体となって、強力かつ総合的な政策努力を行う。日本銀行に対しては、引き続き、政府と緊密な情報交換・連携を保ちつつ、適切かつ機動的な金融政策の運営によって経済を下支えするよう期待する。

1 消費・投資などの需要動向

2010年10－12月期の実質GDP（国内総生産）の成長率は、民間在庫品増加がプラスに寄与したものの、民間最終消費支出、公的固定資本形成がマイナスに寄与したことなどから、前期比で0.3%減（年率1.1%減）となった（5四半期ぶりのマイナス）。

また、名目GDP成長率は前期比で0.6%減となった（2四半期ぶりのマイナス）。

個人消費は、このところおおむね横ばいとなっている。

個人消費は、このところおおむね横ばいとなっている。消費者マインドは、おおむね横ばいとなっている。実質雇用者所得はおおむね横ばいとなっている。需要側統計（「家計調査」等）と供給側統計（鉱工業出荷指標等）を合成した消費総合指数は、12月は前月に比べ減少した。

個別の指標について、12月の動きをみると、「家計調査」では、実質消費支出は前月から減少した。販売側の統計をみると、小売業販売額は前月から減少した。新車販売台数は、12月に増加した後、1月も増加した。旅行は、国内、海外ともに前年を上回った。外食は、前年を上回った。

先行きについては、当面は家電工コポイント制度変更等の影響が懸念されるものの、雇用・所得環境が安定的に推移するなかで、底堅く推移することが期待される。

設備投資は、持ち直している。

設備投資は、持ち直している。これを需要側統計である「法人企業統計季報」でみると、2010年4－6月期は増加し、2010年7－9月期も増加している。機械設備投資の供給側統計である資本財出荷は、おおむね横ばいとなっている。ソフトウェア投資は、おおむね横ばいとなっている。

「日銀短観」によれば、2010年度設備投資計画は大企業製造業、大企業非製造業でともに3年ぶりの増加が見込まれている。また、設備投資の動きに先行性がみられる設備過剰感は、依然残るもの弱まってきている。先行指標をみると、機械受注は、増勢が鈍化している。建築工事費予定額は、このところ弱含んでいる。

先行きについては、設備過剰感が依然残るものの、企業収益が改善するなかで、持ち直し傾向が続くことが期待される。

住宅建設は、持ち直している。

住宅建設は、持ち直している。持家、分譲住宅の着工は持ち直している。貸家の着工は弱含んでいる。総戸数は、11月は前月比4.1%増の年率84.7万戸となった。総床面積も、おおむね総戸数と同様の動きをしている。

先行きについては、雇用・所得環境が安定的に推移するなかで、各種の政策効果もあって底堅く推移することが期待される。

公共投資は、総じて低調に推移している。

公共投資は、総じて低調に推移している。

公共投資の関連予算をみると、国の平成22年度補正予算において、約0.7兆円の予算措置を講じたが、補正後の公共投資関係費は前年度を下回っている。また、平成22年度地方財政計画では、投資的経費のうち地方単独事業費について、前年度比15.0%減としている。

2011年1月の公共工事請負金額及び12月の公共工事受注額は前年を下回った。

先行きについては、国、地方の予算状況などを踏まえると、総じて低調に推移していくものと見込まれる。

輸出は、持ち直しの動きがみられる。輸入は、横ばいとなっている。

貿易・サービス収支の黒字は、横ばいとなっている。

輸出は、持ち直しの動きがみられる。地域別にみると、アジア向けの輸出は、持ち直しの動きがみられる。アメリカ、EU向けの輸出は、ともに持ち直している。先行きについては、世界景気の回復を背景に、持ち直していくことが期待される。

輸入は、横ばいとなっている。地域別にみると、アジアからの輸入は、横ばいとなっている。アメリカ、EUからの輸入は、ともに緩やかに減少している。

国際収支をみると、輸出金額、輸入金額がともに増加しており、貿易収支の黒字幅は横ばいとなっている。また、サービス収支の赤字幅は横ばいとなっている。そのため、貿易・サービス収支の黒字は横ばいとなっている。

2 企業活動と雇用情勢

企業収益は、改善している。企業の業況判断は、慎重さがみられる。倒産件数は、おおむね横ばいとなっている。

企業収益の動向を「法人企業統計季報」でみると、2010年7—9月期の経常利益は、売上高の持ち直しを背景に前年同期比54.1%増となり、4四半期連続の増益となった。業種別にみると、製造業が209.0%の増益、非製造業が19.9%の増益となっている。

「日銀短観」によると、2010年度の売上高は3年ぶりの増収、経常利益は4年ぶりの増益を見込んでいる。

時間外労働・年次有給休暇の管理が変わる 労働基準法改正への実務対応法

ポイント

① 労働基準法改正の概要

② 改正のポイントと企業の実務対応

③ 改正に対応した就業規則例

④ 実務面におけるQ&A

1 労働基準法改正の概要

■ 1 | 法律改正の目的

労働基準法の改正は、平成20年12月5日に可決成立し、平成20年12月12日に公布されました。この法律は、平成22年4月1日から施行されています。

少子高齢化が進行し労働力人口が減少する中で、子育て世代の男性を中心に、長時間にわたり労働する労働者の割合が高い水準で推移していること等に対応し、労働者が健康を保持しながら労働以外の生活のための時間を確保して働くことができるよう労働環境を整備することが重要な課題となっています。

今回の労働基準法の改正は、このような課題に対応するため、長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するとともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた社会を実現する観点から、労働時間に係る制度について見直しを行うものです。

■ 2 | 法律改正の概要

(1)限度基準告示の改正

- ①特別条項付き時間外労働協定では、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めなければなりません（2割5分を超える率とするよう努める）。
- ②労使当事者は、特別条項付き時間外労働協定を締結する場合には、限度時間を超える時間外労働をできる限り短くするよう努めなければなりません。

(2)法定割増賃金率の引上げ

1ヵ月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の賃金の5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

(3)代替休暇制度の創設

従来の割増賃金率からの引上げ分（2割5分）については、金銭の支払いに代えて、有給の休暇（代替休暇）に替えることができます。

(4)時間単位年休制度の創設

労働者が年次有給休暇を時間を単位として請求したときは、使用者は、年次有給休暇の日数のうち5日以内の日数については、時間を単位として年次有給休暇を与えることができるようになりました。

2 改正のポイントと企業の実務対応

■ 1 | 限度基準告示の改正

(1) 多段階性の割増賃金率の概要

労働基準法第36条の改正により、三六協定の協定事項に「限度時間を超える時間の労働に係る割増賃金の率」が加えられました。さらに使用者は、1ヶ月につき60時間を超える時間外労働を行った労働者に対して、現行（2割5分）より高い「5割以上の率で計算した割増賃金」を支払わなければならなくなりました。

これらの規定に厳密に従うなら、割増賃金率は、次ページの図1のような3段階制となります。

また、図2・図3のいずれかに該当する中小事業主は、60時間超の時間外労働に係る5割以上の割増賃金率・代替休暇は、当分の間、適用が猶予されますが、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率は、全企業が対象です。

■ 施行通達）特別条項付き協定で定める事項

① 限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定め → 義務規定

特別条項付き協定では、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めなければならないこと。

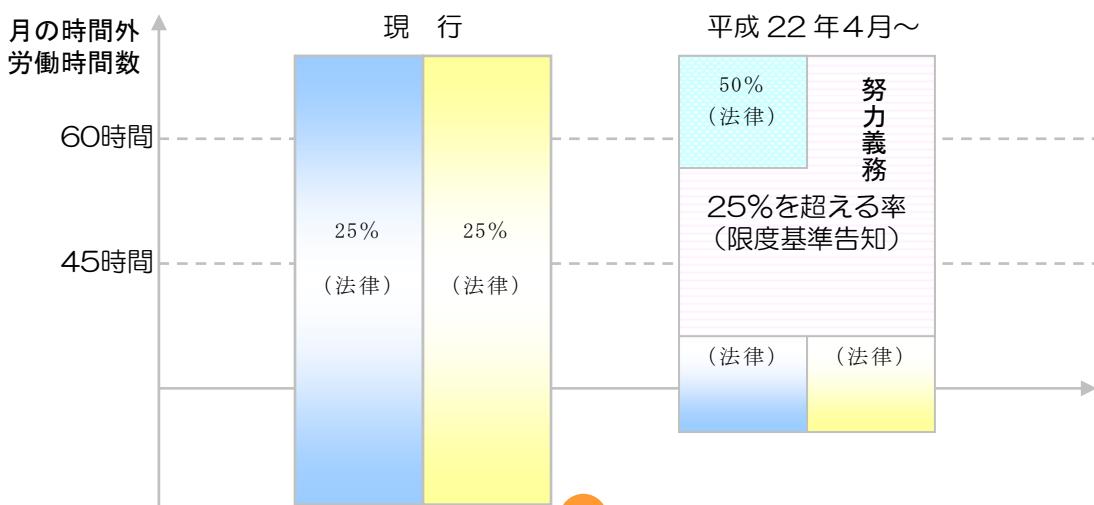
② 限度時間を超える時間外労働の短縮 → 努力義務規定

労使当事者は、特別条項付き協定を締結する場合には、限度時間を超える時間外労働をできる限り短くするように努めなければならないこと。

③ 限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の引上げ → 努力義務規定

労使当事者は、特別条項付き協定において限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めるに当たっては、時間外労働について2割5分を超える率とするように努めなければならないこと。

■ 図1) 適用猶予と時間外割増賃金率の関係（限度時間45時間の場合）



■図2) 適用猶予対象企業の範囲（中小企業）

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する労働者数
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他	3億円以下	300人以下

■図3) 中小企業の業種について

業種	産業分類
サービス業	情報通信業、不動産業、物品販貸業、学術研究業、専門・技術サービス業、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業、教育業、学習支援業、医療業、福祉業、複合サービス業、その他サービス業
小売業	小売業、飲食店、調剤薬局
卸売業	卸売業
その他	上記以外

(2)特別条項と割増賃金率

限度時間を超えて時間外労働をさせるための条件とは、次の事項をあらかじめ三六協定に定めておくことです。従来は、①、②の事項を定めた協定事項を「特別条項」と称していました。今回の改正で加わった事項が③です。つまり、割増賃金率は、基本的には特別条項がなければ協定する必要がない事項となります。

- ①限度時間を超える延長時間
- ②限度時間を超える延長時間まで延長する場合の手続き
- ③限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率

なお、臨時的な特別な事情が慢性化しては限度時間の意味がなくなってしまうので、特別条項が使えるのは、1年間のうち半分までに限られています。

例えば、「1日を超える3ヶ月以内の期間」を「1ヶ月」として協定を締結した場合、限度時間は45時間ですが、特別条項によってこれを超える時間外労働をさせることができる月数は「6ヶ月」になります。

(3)休日労働との関係

三六協定は、時間外労働に係る協定と休日労働に係る協定を一つにしたもので、これに対して、限度基準が対象とする三六協定とは、時間外労働に係る協定のみが対象となります。つまり、休日労働については、限度基準の適用はないということになります。

したがって、限度時間を超えたかどうかは、時間外労働のみで判断すればよく、休日労働を考慮する必要はありません。

3 改正に対応した就業規則例

■ 1 | 割増賃金率に関する例

(割増賃金の額)

第〇条 時間外割増賃金の額は、次の算式による額とする。

(1) 月間 45 時間以内の時間外労働の場合

通常の労働時間の賃金 × (1+0.25) × 月間 45 時間以内の時間外労働時間数

(2) 月間 45 時間超 60 時間以内の時間外労働の場合

通常の労働時間の賃金 × (1+X) × 月間 45 時間超 60 時間以内の時間外労働時間数

(3) 前二号にかかわらず年間 360 時間超の時間外労働（前号の規定による割増賃金の対象となった時間外労働を除き、月間 60 時間以内の時間外労働に限る。）の場合
通常の労働時間の賃金 × (1+Y) × 年間 360 時間超の時間外労働時間数

(4) 月間 60 時間超の時間外労働の場合

通常の労働時間の賃金 × (1+0.5) × 月間 60 時間超の時間外労働時間数

2 休日割増賃金の額は、次の算式による額とする。

通常の労働時間の賃金 × (1+0.35) × 法定休日における労働時間数

3 時間外労働又は休日労働が伸哉に及んだ場合に時間外割増賃金又は休日割増賃金に加算して支払う深夜割増賃金の額は、次の算式による額とする。

通常の労働時間の賃金 × 0.25 × 深夜における労働時間数

4 本条でいう「通常の労働時間の賃金」とは、次の算式による額とする。

基本手当 + 職務手当 + 営業手当（割増賃金相当部分を除く）

1 カ月平均所定労働時間

■ 3 | 時間単位年休に関する例

(時間単位年休)

第〇条 労使協定に定めるところにより、第〇条の年次有給休暇の日数（繰越し分を含む。）のうち、1 年度につき 5 日を限度として、時間単位年休を付与する。

2 時間単位年休を取得する場合における 1 日の年次有給休暇に相当する時間数は、8 時間とする。ただし、日によって 1 日の所定労働時間が異なる労働者については、平均所定労働時間数（1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げる。）とする。

3 時間単位年休は 1 時間単位で付与する。

4 時間単位年休の賃金は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の 1 時間当たりの額に、取得した時間単位年休の時間数を乗じて得た額とする。

5 取得手続き等は、第〇条の年次有給休暇と同様とする。

経営データベース ①

ジャンル: 会社法 > サブジャンル: 会社運営



会社運営の仕組み

会社運営の仕組みについて教えてください。



会社は出資した株主という人の集まりからできています。

株主は自分たちが拠出した資本が会社の事業に最適に活用され、最大の利益と配当が得られることを期待します。

会社の運営においては、意思決定機関としての株主総会が立法府としての国会にあたり、取締役が行政、監査役が司法の役割を果たすという意味で、これらの仕組みは三権分立の思想を取り入れているといわれています。

必ずしも経営の専門家ではない多数の株主の出資を前提にしているため、ここで経営の専門家である取締役が会社運営を担うことになります。

株主は自分達の利益を最大にしてくれる取締役を株主総会によって選任します。取締役は株主の委任を受けてその責任を果たすために取締役会でどのような方針で経営を行って行くか、業務執行の意思決定を行います。

●取締役会

その方針を実行できる人を代表取締役として選任し、代表取締役は他の取締役と協力してその方針を実行して行きます。

●監査役

株主総会で選任され、取締役の業務執行を監査することを任務とします。監査役は取締役の職務執行が法令や定款に違反している場合にはその行為の差し止めを請求することができます。

●会計参与

主に中小企業の決算書の信頼性を高めることを目的に、会社法で新たに設けられこととなった株式会社の機関です（設置しなくとも可）。株主総会により選任され、会計に関する専門的識見を有する者として、取締役・執行役と共同して計算書類を作成するとともに、その計算書類を取締役・執行役とは別に保存し、株主・会社債権者に対して開示することなどが主な役割となります。公認会計士もしくは税理士の有資格者しか就任することができません。また、その会社の取締役が兼任することもできません。

●委員会

指名委員会、監査委員会及び報酬委員会のことで、これらを置く株式会社を委員会設置会社といいます（会社法2条12号）。

委員会設置会社は、従来の株式会社とは異なる企業の統治制度（コーポレートガバナンス）を有します。取締役会の中に社外取締役が過半数を占める委員会を設置し、取締役会が経営を監督する一方、業務執行については執行役にゆだね、経営の合理化と適正化を目指しました。

企業の経営を監督し、意思決定を行う「取締役会」と、実際の業務の執行を行う「執行役」の二つの役割を明確に分離したのは、アメリカで採用されている組織構造のうち最大公約数的な部分を参考にしたもので

経営データベース ②

ジャンル：会社法 > サブジャンル：会社運営



定款の記載事項

定款には、どのようなことが記載されているのでしょうか。教えてください。



定款の記載事項としては絶対的記載事項と相対的記載事項及び任意的記載事項があります。

(1) 絶対的記載事項

絶対的記載事項については、それが記載されていない場合には、定款そのものが無効となる程重要なもので、以下の事項があります。

- | | |
|--------------------|----------------------------------|
| ● 目的 | ● 会社の設立時に発行する株式の総数ならびに額面無額面の別及び数 |
| ● 商号 | ● 本店の所在地 |
| ● 会社が発行する株式の総数 | ● 会社が公告を行なう方法 |
| ● 額面株式を発行する時は1株の金額 | ● 発起人の氏名及び住所 |

(2) 相対的記載事項

相対的記載事項は、記載する事によって初めて効力が発揮されるものであり、逆にこの記載がなければ当該事項についての効力が認められないものです。相対的記載事項としては次のようなものがあります。

- | |
|--|
| ● 株主総会の決議方法（定足数の定め） |
| ● 取締役及び監査役の選任の方法（累積投票の排除） |
| ● 取締役および監査役の任期（任期中の最終の決算期の定時総会の終結まで伸長） |
| ● 株式の譲渡制限 |
| ● 株主名簿の閉鎖等 |

(3) 任意的記載事項

会社は強行法規や公序良俗に反しなければ自由に定款の内容を定め、そのような事項を任意的記載事項として記載できますが、一度定款に定めた以上は会社や株主を拘束する事となります。任意的記載事項としては次のようなものがあります。

- | | |
|----------------|------------------|
| ● 株主総会の招集及び議長 | ● 代表取締役や役付取締役の員数 |
| ● 取締役及び監査役の員数 | ● 取締役の報酬 |
| ● 取締役会の招集および議長 | ● 会社の決算期等 |